

第百九十号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。